

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部を
改正する省令について

令和元年 8 月
消防庁 予防課

【概要】

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）の題名が「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改められることとなった。

これに伴い、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 17 年総務省令第 11 号）において引用している旧法律の題名を新法律の題名に改めるとともに、その他所要の規定の整備を行うもの。

【施行期日】

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年 9 月 1 日）から施行する。